

年金予約定期預金



<p>1. 商品名（愛称）</p> <p>2. ご利用いただける方</p> <p>3. 預入期間</p> <p>4. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額</p> <p>5. 払戻方法</p> <p>6. 利息 （1）適用金利 （2）預入形態 （3）お支払方法</p> <p>（4）計算方法</p> <p>（5）税金</p> <p>（6）金利情報入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金予約定期預金 ・ 年金受取ご予約サービスをお申しいただいた方 ※年金受取ご予約サービスは3ヵ月以上5年以内に当行で公的年金をお受け取りいただける方がお申しいただけるサービスです。 ・ お申込から年金受取開始までの期間に応じて1年～5年となります。 1年（1年以内に公的年金を当行でお受け取り予定の方） 2年（1年超2年以内に公的年金を当行でお受け取り予定の方） 3年（2年超3年以内に公的年金を当行でお受け取り予定の方） 4年（3年超4年以内に公的年金を当行でお受け取り予定の方） 5年（4年超5年以内に公的年金を当行でお受け取り予定の方） ※本商品の自動継続はできず、普通定期扱いとなります。 ・ 現金または振り替えにより一括してお預け入れいただきます。 ・ 1円以上100万円以内（1円単位） ・ 満期日以後にお利息とともに払い戻しいたします。 ・ 預入期間に応じたスーパー定期の店頭表示金利+年0.1% ・ 満期日以後のお利息は、ご解約日における普通預金利率により計算します。 ※お利息のお受け取りには店頭でのお手続きが必要です。 ・ 専用通帳式（証書式及び総合口座のお取り扱いはできません） ・ 満期日以後に一括してお支払いします。 ・ 当行で公的年金をお受け取りいただくことが必要です。下記①②の場合、上乗せ金利を適用いたします。 ①満期日時点で既に当行で公的年金を受取済の場合 年金予約定期預金の上乗せ金利を適用した上で、さらに金利を上乗せした年金受給者向け金利優遇定期（ほのぼの300）へ預け替えいただけます。 （別途、お手続きが必要です） ②年金請求書の写し等により当行へ公的年金の受取指定が確認できる場合 年金予約定期預金の上乗せ金利を適用した上で、さらに金利を上乗せした年金受給者向け金利優遇定期（ほのぼの300）へ預け替えいただけます。 （別途、お手続きが必要です） ③当行にて公的年金のお受け取り・ご指定が確認できなかった場合 年金予約定期預金の上乗せ金利は適用されません。また、預入時まで遡って預入期間に応じたスーパー定期（300万円未満）に預け替えのうえ、店頭表示金利が適用されます。（別途、お手続きが必要です） ※期間1年・2年もの場合、単利扱いとなります。また、期間2年もので、中間利払が発生する場合は子定期作成となります。 ・ 1年を365日とする日割計算で6ヵ月毎の複利計算（付利単位1円） ・ 源泉分離課税の場合はお利息に20.315%（国税15.315%・地方税5%）の税金がかかります。 ・ 金利は当行窓口もしくはホームページでご確認ください。
---	---

7. 対象となる年金	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金、厚生年金、共済年金、船員年金、労災年金 ※国民年金基金、厚生年金基金、企業年金等は対象外となります。
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・少額非課税貯蓄制度の対象となるお客さまは、所定の手続きによりマル優のお取り扱いができます。
9. 中途解約時の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前にご解約される場合は、預入時まで遡って預入期間に応じたスーパー定期（300万円未満）に預け替えのうえ、所定の中途解約利率が適用されます。 （別途、お手続きが必要です） ※期間1年・2年もの場合、単利扱いとなります。また、期間2年もので、中間利払が発生する場合は子定期作成となります。
10. ご留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての店舗でお取り扱いができます。ただし、通帳の作成は年金受取予定口座のある店舗でのみお取り扱いいたします。 また複数店舗での通帳発行はできません。 ・ATM、インターネットバンキング、インターネット専用支店でのお取扱いはできません。 ・上限100万円の範囲内で、口数、お預け入れ日を分けて預入できます。 ・他の金利優遇との併用はできません。 ・金融環境の変化などにより、お取り扱い中止および上乘せ金利等の優遇内容の変更をすることがあります。
11. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度により下記の範囲内で保護されます。 預金保険制度により全額保護される決済用預金以外の預金と合算して、預金者お一人さまあたり1金融機関ごとに元本1,000万円までとそのお利息等
12. 当行が契約している 指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772